

意見案第3号

日本国の国旗の法的保護の充実を求める意見書

刑法第92条は、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、または汚損した場合の処罰を定めている。これは、国際関係への影響を踏まえた規定である。

一方、日本国の国旗については、「国旗及び国歌に関する法律」によりその位置づけが明確にされているものの、侮辱を目的とした損壊等の行為に対する明確な処罰規定は設けられていない。

国旗は、政治的立場を超えて、国民一人一人の郷土への思い、歴史や文化への敬意、そして国家への帰属意識と結びつく象徴である。災害や国難の際においても、国旗は人々の心を一つにする象徴的存在となってきた。

諸外国においては、自国の国旗や国章に対する侮辱目的の損壊行為について、何らかの法的保護を設けている例が少なくない。国家として自国の象徴を守る制度を整えることは、国際社会においても一般的な法制度の一つである。

表現の自由は憲法により保障された極めて重要な権利であり、最大限尊重されるべきものである。しかしながら、自由は社会の秩序や公共の利益との均衡の下に成り立つものであり、侮辱を目的とした極端な損壊行為については、思想信条そのものを規制するものではなく、社会の基本的価値を守る観点から一定の法的整理を検討することは否定されるものではない。

自国の象徴を大切にする姿勢は、他国の象徴を尊重する姿勢にも通じるものである。国民の自然な感情や社会的秩序の維持という観点からも、日本国の国旗の法的保護の在り方について、必要な制度の充実を図るべき段階にあると考える。

よって、国においては、日本国の国旗に対する侮辱目的の損壊、除去または汚損行為に関し、諸外国の制度も踏まえつつ、法的保護の在り方について検討を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官

} 各通

北海道議会議長 伊藤 条 一